

## 意見書の提出方法

既存集落まちづくり区域の変更案について意見書を提出しようとする人は、裏面様式により、所要の事項を記入して、下記により郵送又は持参にて提出してください。

### 記

#### 1 意見書を提出することができる人

意見書を提出することができる人は、次に掲げる人とします。

- (1) 指定区域の住民
- (2) 利害関係人

#### 2 意見書の提出期間

令和8年1月6日（火）～令和8年1月19日（月）必着

#### 3 意見書の提出先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課（郵送又は持参）

#### 4 意見書の取扱い

意見書については、要旨を亀岡市都市計画審議会に提出します。

#### 5 その他

意見書に係る個人情報の保護については、亀岡市個人情報保護条例第8条、第9条及び第10条の規定により都市計画の手続き以外の目的に使用することや提供することはありません。

亀岡市

## 既存集落まちづくり区域の変更案に対する意見書

令和8年1月 日

亀岡市長様

## 住 所

氏名

### 提出者の属性（レ点でチェック）

指定区域の住民      利害関係人（）

《意見要旨》

## 〈内 容〉